



「毎日型配食サービス事業」終了のお知らせと

4月からの宅配弁当事業所のご案内

3月をもって、「毎日型配食サービス事業」が終了となります。これに伴い、4月から宅配弁当を希望する方は、右表の事業所で取り扱っていますので、各自申し込みの上、ご利用ください。なお、介護福祉課(役場行政棟1階)と地域包括支援センターに、宅配事業所一覧と宅配事業所のパンフレットが備え付けてあります。ご不明な点や詳細は、お気軽にお問い合わせください。※宅配事業所一覧は、村公式ホームページでもご覧いただけます。

事業所	申し込み・問い合わせ
JA常陸デイサービスセンターふれあい	☎029-306-1158
宅配クック1.2.3 日立店	☎0294-44-7312
ちから鮪	☎029-284-0897
ちとせ弥	☎029-287-1977
なごみ弁当 常陸太田店	☎0294-33-8691
イオン東海店	☎0120-082-800
いばらきコープ	☎0120-502-160
パルシステム茨城なかセンター	☎0120-868-014

※村で案内する上記の宅配事業所は、村と「要援護者の見守り活動に関する協定」を締結した事業所です。

【問い合わせ】

介護福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1164)



農耕作業用自動車は軽自動車の課税対象です！

乗用装置があり、最高速度が35km/h未満の農耕作業用自動車(トラクタ、コンバイン、田植え機など)や小型特殊自動車(フォークリフト、ショベルローダなど)は、軽自動車税の課税対象となります(右表参照)。

これらの車両を新たに取得した方や、現在、未申告の車両を所有している方は、税務課で届け出を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。なお、定置場が村外にある方は、定置場がある市町村の軽自動車税担当窓口で届け出を行ってください。

【申告手続きに必要なもの】

- ▽所有者の印鑑
- ▽販売・譲渡証明書(押印のあるもの)※販売・譲渡証明書をお持ちでない場合は、車両のメーカーや排気量、車体番号が分かる写真をプリントして持参するか、税務課へご相談ください。

車両の種類	小型特殊自動車	
	農耕作業用	農耕作業用以外の小型特殊自動車
▽農耕トラクタ ▽コンバイン ▽田植え機など		▽フォークリフト ▽ショベルローダ ▽タイヤローラ ▽ロードローラ など 
該当要件	乗用型で、最高速度が35km/h未満のもの	車両の▽長さが4.7m以下▽幅が1.7m以下▽高さが2.8m以下▽最高速度が15km/h以下——を満たすもの
税額	2,000円/年	5,900円/年

※現在使用していない車両や、公道を走行しない車両(工場内や田畑でしか使用しない)でも所有している場合は、課税の対象となります。

【問い合わせ】税務課住民税担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1117～1119)